

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

【今月のテーマ】

- 外国人の労災把握義務へ
- 給与支払いに電子マネー解禁
- 厚生年金加入対象拡大
- 受動喫煙対策で屋内禁煙に

外国人の労災把握義務へ

就労中の労働者が死傷する労働災害が起きた場合、事業者が労働基準監督署に提出する報告書について、死傷者の国籍や在留資格を記入する項目が追加されます。従来は、外国人かどうかは名前で判断し、事業所に問い合わせるなどして確認をしていましたが、名前からは判断できないケースもあったとみられます。外国人労働者の増加に伴い、労災も増えているため実態を把握するための措置です。

給与支払いに電子マネー解禁

政府は、現行法で認められていない電子マネーによる給与の支払いを解禁する方針を決めました。改正出入国管理法施行をにらみ、銀行口座の開設が難しい外国人労働者の利便性を高め、受入れ基盤を整備するのが狙いです。新制度の導入により、企業は専用のプリペイドカードやスマートフォンの決済アプリなどに給与を入金できるようになります。キャッシュレス化の推進が期待される反面、電子マネーの管理業者が経営破綻した際に入金済みの給与をどう保全するかなどの課題もあり、対策が検討されます。

厚生年金 中小やパートも加入対象拡大

厚生労働省は、厚生年金の加入対象拡大について議論を始めました。

現行では、厚生年金は従業員 501 人以上の企業で週 20 時間以上働き、賃金が月 8 万 8 千円以上の労働者まで加入が拡大されており、労使の合意があれば 500 人以下の企業でも加入できることになっています。

これを中小企業のパート等にも対象を広げた場合、短時間労働者は卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などに集中しており、「負担が増す業種に偏りが出る」といった懸念が示されています。

受動喫煙対策で屋内禁煙に

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立を受け、学校や病院、行政機関の庁舎などについて、屋内全面禁煙とする方針となりました。

多くの人を利用する飲食店や事務所、鉄道、ホテルのロビーなどは東京五輪・パラリンピックに先立つ 20 年 4 月 1 日から原則禁煙となります。

来年 7 月以降は、受動喫煙の影響が大きい 20 歳未満の人や病気の患者、妊婦らが利用する学校や病院、行政機関が屋内全面禁煙となります。薬局や介護施設、整骨院などの施術所、児童福祉施設なども対象となります。なお、屋外喫煙所を設置することは認められます。

飲食店なども 20 年 4 月以降は原則禁煙となりますが、煙が外に漏れないように対策をした喫煙専用室の設置は認められます。